

石油ガス税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充てんを引き続き行なわないこととなった場合の意義等) 第16条 法第5条《移出または引取り等とみなす場合》第4項に規定する「石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場における自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充てんを引き続き行なわないこととなった場合」とは、その場所におけるいつさいの石油ガスの充てんを廃止した場合(完全廃止)はもちろんのこと、次に掲げる場合も含まれるのであるから留意する。 (1) 家庭用の石油ガス容器への石油ガスの充てんは行なっているが、自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充てんを廃止した場合 (2) 石油ガスの充てん場を移転した場合 (3) 石油ガスの充てん場を譲渡した場合 (4) <u>会社分割</u>により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業を承継させた場合 2 法第5条第5項に規定する「税務署長の指定する期間」は、申請者の実態等を十分考慮して、石油ガス税の保全上支障がないと認められる範囲において決定するものとする。 (石油ガスの充てん場の範囲) 第23条 「石油ガスの充てん場」とは、石油ガススタンド、石油ガスの充てん場または自家用充てん場その他名称、形態等のいかなを問わず、かつ、一定の設備を有すると否とにかかわらず、石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充てんする場所で、個々の状況に応じ1つの充てん場と認められるものをいうのであるから留意する。 (注) 石油ガスの充てん場については、「<u>高圧ガス保安法</u>」又は「<u>液化石油ガスの保安の</u>	(自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充てんを引き続き行なわないこととなった場合の意義等) 第16条 法第5条《移出または引取り等とみなす場合》第4項に規定する「石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場における自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充てんを引き続き行なわないこととなった場合」とは、その場所におけるいつさいの石油ガスの充てんを廃止した場合(完全廃止)はもちろんのこと、次に掲げる場合も含まれるのであるから留意する。 (1) 家庭用の石油ガス容器への石油ガスの充てんは行なっているが、自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充てんを廃止した場合 (2) 石油ガスの充てん場を移転した場合 (3) 石油ガスの充てん場を譲渡した場合 (4) <u>分割</u>により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業を承継させた場合 2 法第5条第5項に規定する「税務署長の指定する期間」は、申請者の実態等を十分考慮して、石油ガス税の保全上支障がないと認められる範囲において決定するものとする。 (石油ガスの充てん場の範囲) 第23条 「石油ガスの充てん場」とは、石油ガススタンド、石油ガスの充てん場または自家用充てん場その他名称、形態等のいかなを問わず、かつ、一定の設備を有すると否とにかかわらず、石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充てんする場所で、個々の状況に応じ1つの充てん場と認められるものをいうのであるから留意する。 (注) 石油ガスの充てん場については、<u>高圧ガス取締法</u>の規定により都道府県知事の許可

改正後	改正前
<u>確保及び取引の適正化に関する法律」の規定により都道府県知事の許可を受ける必要がある。</u> (液容量および液比重により重量を計算する場合の取扱い) 第24条 令第4条《容量により計量されている課税石油ガスの重量の計算》第1項第1号に規定する「液比重、当該液比重の測定の時の温度が明らかな場合」とは、少なくとも、その石油ガスの充てん場の貯蔵タンクに石油ガスを受け入れたつど（以前からその貯蔵タンク内に石油ガスがあった場合には混和した後）その石油ガスの液比重およびその比重測定の時の温度を測定し、これを帳簿に明確に記帳しておく場合をいうものとする。 2 令第4条第1項第1号に規定する「容量により計量された時の温度が明らかな場合」とは、原則として、容量により計量するつどその石油ガスの温度を測定し、これを帳簿に明確に記帳しておく場合をいうものとするが、これによることが困難な場合で、かつ、石油ガス税の保全上特に弊害がないと認められるときに限り、容量により計量する日の正午における石油ガスの貯蔵タンク内の石油ガスの温度をもって、上記の計量するつどの石油ガスの温度として取り扱っても妨げないものとする。 3 令第4条第1項第1号に規定する「温度15度における液容量が明らかな場合」とは、測定器具により温度15度における液容量に換算された石油ガスの液容量が明示され、これを帳簿に明確に記帳しておく場合をいうものとする。 4 令第4条第1項第1号の計算方法による場合には、日本工業規格（JIS K 2240（液化石油ガス（LPガス））の附属書 液化石油ガスの密度・質量・容積換算表）を用いるものとする。	<u>を受ける必要がある。</u> (液容量および液比重により重量を計算する場合の取扱い) 第24条 令第4条《容量により計量されている課税石油ガスの重量の計算》第1項第1号に規定する「液比重、当該液比重の測定の時の温度が明らかな場合」とは、少なくとも、その石油ガスの充てん場の貯蔵タンクに石油ガスを受け入れたつど（以前からその貯蔵タンク内に石油ガスがあった場合には混和した後）その石油ガスの液比重およびその比重測定の時の温度を測定し、これを帳簿に明確に記帳しておく場合をいうものとする。 2 令第4条第1項第1号に規定する「容量により計量された時の温度が明らかな場合」とは、原則として、容量により計量するつどその石油ガスの温度を測定し、これを帳簿に明確に記帳しておく場合をいうものとするが、これによることが困難な場合で、かつ、石油ガス税の保全上特に弊害がないと認められるときに限り、容量により計量する日の正午における石油ガスの貯蔵タンク内の石油ガスの温度をもって、上記の計量するつどの石油ガスの温度として取り扱っても妨げないものとする。 3 令第4条第1項第1号に規定する「温度15度における液容量が明らかな場合」とは、測定器具により温度15度における液容量に換算された石油ガスの液容量が明示され、これを帳簿に明確に記帳しておく場合をいうものとする。 4 令第4条第1項第1号の計算方法による場合には、日本工業規格（JIS K 2250「原油および石油製品の比重および容積換算表」の表1および表2）を用いるものとする。

改正後	改正前
(領収不能による控除等の取扱い) 第53条 法第15条《もどし入れの場合の石油ガス税の控除等》第3項に規定する「領収をすることができなくなったこと」とは、販売代金を領収することについて相当の努力を払ったにもかかわらず、課税石油ガスを販売してからおおむね半年を経過してもなおその販売代金を領収することができず、かつ、今後も領収する見込みがないことをいうものとする。 2 法第15条第3項に規定する「正当な理由があること」とは、たとえば、次のような理由があることをいうものとする。 (1) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、じんだな被害を受けたため、販売代金を領収することができなくなったと認められること。 (2) 死亡、失そう、行方不明その他これらに準ずる事情が発生したことにより、販売代金を領収することができなくなったと認められること。 (3) 破産、<u>再生</u>もしくは強制執行の手続にはいり、もしくは解散を行なうに至り、またはこれらに準ずる状態におちいったことにより、販売代金を領収することができなくなったと認められること。 3 法第15条第3項の規定（これにかかる同条第4項の規定を含む。）の適用にあたっては、当分の間、国税庁に上申して指示を受けるものとする。	(領収不能による控除等の取扱い) 第53条 法第15条《もどし入れの場合の石油ガス税の控除等》第3項に規定する「領収をすることができなくなったこと」とは、販売代金を領収することについて相当の努力を払ったにもかかわらず、課税石油ガスを販売してからおおむね半年を経過してもなおその販売代金を領収することができず、かつ、今後も領収する見込みがないことをいうものとする。 2 法第15条第3項に規定する「正当な理由があること」とは、たとえば、次のような理由があることをいうものとする。 (1) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、じんだな被害を受けたため、販売代金を領収することができなくなったと認められること。 (2) 死亡、失そう、行方不明その他これらに準ずる事情が発生したことにより、販売代金を領収することができなくなったと認められること。 (3) 破産、<u>和議</u>もしくは強制執行の手続にはいり、もしくは解散を行なうに至り、またはこれらに準ずる状態におちいったことにより、販売代金を領収することができなくなったと認められること。 3 法第15条第3項の規定（これにかかる同条第4項の規定を含む。）の適用にあたっては、当分の間、国税庁に上申して指示を受けるものとする。